

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年八月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年八月七日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

熊谷羽生線	路線名
行田市大字下須戸字寺浦九七六番地先から 同市大字下須戸字寺浦九九二番一地先まで	供用開始の区間
令和二年八月七日	供用開始の期日
令和二年八月七日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示第十号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長六三・〇〇メートル	備考